

平成 29 年度 奥州市自治基本条例規定の履行状況

条例規定	履行状況
<p>第3章 まちづくりにおける基本的事項</p> <p>第1節 情報共有</p> <p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第15条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとする。</p> <p>2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第16条 市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第17条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明するものとする。</p> <p>第2節 参画</p> <p>(市民参画制度)</p> <p>第18条 市は、次条に定めるもののほか、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的な市民参画の制度及び機会を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(意見収集手続)</p> <p>第19条 市は、まちづくりに関する計画の策定若しくは変更又は重要な政策等を決定しようとするときは、その施策等の検討過程における案をあらかじめ公表し、適切な方法により市民の意見を収集するとともに、その市民の意見を考慮するものとする。</p> <p>(附属機関等)</p> <p>第20条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 附属機関等の会議は、公開を原則とする。</p>	<p>(情報の公開及び提供)</p> <p>奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）に基づき、適正に運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 請求：162件、開示：82件、部分開示（個人情報以外）：78件、非開示：0件、不存在：2件 <p>(個人情報の保護)</p> <p>奥州市個人情報保護条例（平成18年奥州市条例第26号）に基づき、適正に運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 請求：13件、開示：8件、部分開示：3件、非開示：0件、不存在2件 <p>(説明責任)</p> <p>奥州市市民参画条例（平成21年奥州市条例第36号）に基づき、適正に運用されています。</p> <p>(市民参画制度)</p> <p>奥州市市民参画条例（平成21年奥州市条例第36号）に基づき、適正に運用されています。</p> <p>(意見収集手続)</p> <p>奥州市市民参画条例（平成21年奥州市条例第36号）に基づき、適正に運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> パブリックコメント実施：5件（うち意見提出なし1件） 意見提出：6人、延べ11件 <p>(附属機関等)</p> <p>奥州市市民参画条例（平成21年奥州市条例第36号）に基づき、適正に運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 審議会等設置数(含要綱等)：24(54) (平成29年4月1日現在) 委員数(含要綱等)：390人(898人) (平成29年4月1日現在) 公募登用率(含要綱等)：39人、8.0%(47人、6.0%) (平成29年4月1日現在)

平成 29 年度 奥州市自治基本条例規定の履行状況

条例規定	履行状況
<p>(男女共同参画)</p> <p>第21条 市は、前条第1項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>女性登用率(含要綱等) : 110人、28.2%(204人、30.0%) (平成29年4月1日現在)</p> <p>(男女共同参画)</p> <p>奥州市男女共同参画推進条例（平成19年奥州市条例第2号）に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しています。</p>
<p>第3節 協働</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第22条 市は、公共的な課題の解決のため、市民、事業者その他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を共に推進していくための総合的な施策を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>協働のまちづくりの主体となる地域コミュニティ活動、NPO活動の活性化を図るため、各種施策を実施しています。</p>
<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第23条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり（以下「地域コミュニティ」という。）を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて主体的に行動するものとする。</p> <p>2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>奥州市地域運営交付金交付要綱（平成19年奥州市告示第78号）及び奥州市協働のまちづくり交付金交付要綱（平成23年奥州市告示第72号）に基づき、市内30地区の各振興会に対して交付金を交付しています。また、奥州市協働のまちづくり事業補助金交付要綱（平成27年11月20日告示第177号）に基づき、地区振興会等が、地域の魅力向上や課題解決等に資する各種イベント等企画事業の実施、地域住民を対象とする研修会、講習会等のソフト事業に要する経費に対して補助金を交付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 地域運営交付金 : 125,658千円 　　協働のまちづくり交付金 : 34,885千円 (205事業) 　　協働のまちづくり事業補助金 : 10,864千円 (87事業)
<p>(市民公益活動)</p> <p>第24条 市は、社会一般の利益に資する自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動（以下「市民公益活動」という。）を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民主体の自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとする。</p>	<p>(市民公益活動)</p> <p>市民活動支援センターを設置し、市民のコミュニティ活動やボランティアなど、既に活動している方、これから始める方のサポートを行っています。</p> <p>また、奥州市市民公益活動の推進に関する条例（平成20年奥州市条例第2号）に基づき、官民が対等な立場で話し合い（協働の提案テーブル）、官民の役割分担しながら地域課題の解決方法を探ることにより、意欲ある市民公益活動を推進した。なお、奥州市市民提案型協働支援事業補助金交付要綱（平成27年12月18日告示第199号）に基づく補助金の交付を受けた市民公益活動団体の成果発表の場を設けるなど、市民が市民公益活動団体の活動を知る機会とし、団体より活動しやすい環境づくりを進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 交付団体 : 延べ22団体、補助金額 : 4,477千円

平成 29 年度 奥州市自治基本条例規定の履行状況

条例規定	履行状況
<p>第4章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する満18歳以上の者（定住外国人を含む。）をいう。次条において同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(住民投票の実施要件)</p> <p>第26条 住民は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。3 市長は、市政に係る重要事項について、自らの意思により住民投票を実施することができる。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第5章 市政運営</p> <p>(総合計画)</p> <p>第27条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、本市における自治の基本理念にのっとり策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の進行管理を適切に行うとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>3 市は、行政分野ごとの計画又は政策の立案、実施等は、総合計画に即して行うものとする。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第28条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、施策等の成果及び達成度を明らかにする行政評価を実施するとともに、その結果を公表するものとする。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第29条 市は、最少の経費で最大の効果を挙げる財政運営を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、中長期的な展望に立ち、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成し、執行するとともに、財源及び財産の適正かつ効果的な活用を図るものとする。</p> <p>3 市は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めるものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>奥州市住民投票条例（平成21年奥州市条例第42号）により、常設型住民投票制度を創設しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 請求：0件 <p>(総合計画)</p> <p>総合計画基本構想（H29～H38）及び基本計画（H29～H33）により、持続可能な都市機能の安定を図りながら「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち奥州市」を確かなものとし、新しい時代にふさわしい奥州市の構築を見据えます。</p> <p>(行政評価)</p> <p>行政評価システム導入指針に基づき、事務事業評価を実施し、その結果を取りまとめ、総合計画審議会へ報告するとともに、市ホームページ等で公表しています。</p> <p>(財政運営)</p> <p>行政改革大綱と同実施計画に基づき、行政サービスの向上や財政の健全化を進めています。また、予算、収入支出、市有財産、市債などの財政状況について、年2回公表しています。</p>

平成29年度 奥州市自治基本条例規定の履行状況

条例規定	履行状況
<p>(申立てへの対応)</p> <p>第30条 市は、市政に関する意見、要望、苦情等の申立てがなされたときは、その事実関係を調査し、迅速かつ誠実にそれに応じるものとする。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第31条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、市政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとする。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第32条 市は、公益通報(是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第33条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等の制定、改廃等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第34条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるものとする。</p> <p>第6章 広域的な連携及び交流</p> <p>(広域的な連携及び交流)</p> <p>第35条 市は、共通する課題又は広域的な課題の解決を図るため、国、県及び関係市町村と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 各主体は、姉妹都市その他の国内外の自治体、組織等と連携し、交流し、協力することにより、得られる情報、知識及び経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとする。</p> <p>第7章 雜則</p> <p>(履行状況等の検証)</p>	<p>(申立てへの対応)</p> <p>市民提言取扱い要領に基づき、適正に運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 受理：22件、回答：6件 <p>(行政手続)</p> <p>奥州市行政手続条例（平成18年奥州市条例第13号）に基づき、適正に運用されています。</p> <p>(公益通報)</p> <p>奥州市労働者による公益通報の事務処理等に関する要綱（平成20年奥州市告示第160号）に基づき、適正に運用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 通報：0件 <p>(政策法務)</p> <p>奥州市法規審査委員会規程（平成18年奥州市訓令第45号）に基づき、適正に運用されています。</p> <p>(危機管理)</p> <p>奥州市地域防災計画、奥州市水防計画及び奥州市国民保護計画に基づき、災害対策の充実に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度実績> 消防団員充足率：95.8%（平成30年4月1日現在） 自主防災組織の組織率：94.9%（平成30年4月1日現在） <p>(広域的な連携及び交流)</p> <p>国、県等との職員派遣交流や広域的な自治体連携が行われています。また、国内外の姉妹都市とも、青少年交流や物産交流を通じて交流が行われています。</p> <p><参考> 国内姉妹都市：長沼町（北海道）、厚真町（北海道）、掛川市（静岡県） 海外姉妹都市：グレーターシエバトン市（オーストラリア）、 ロイテ市・ブライテンヴァング市（オーストリア）</p> <p>(履行状況等の検証)</p>

平成 29 年度 奥州市自治基本条例規定の履行状況

<p>第36条 市は、毎年度、この条例の市政運営に係る規定の履行状況について検証し、適切な方法により公表するものとする。 (条例の見直し)</p> <p>第37条 市は、5年を超えない期間ごとにこの条例を検証し、必要に応じて条例の改正その他の措置を講じるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>自治基本条例推進委員会において検証し、市のホームページで公表する予定です。</p>
--	--